

東京スター銀行テレホンバンク利用規定

1. (適用範囲)

- (1) 本規定は、当行の取引規定集の各規定の各項目を同意のうえ、利用されるお客さまが電話による本人名義預金間の振替取引、振込取引、投資信託取引、キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の変更および残高の照会等（以下「テレホンバンク取引」といいます。）を行うことができる「東京スター銀行テレホンバンク」（以下「テレホンバンク」といいます。）の申込手続を完了されたお客さま（以下「契約者」といいます。）が、テレホンバンクを利用するときに適用されます。
- (2) テレホンバンクでの預金取引は次の取引とします。
 - イ. 円貨普通預金（以下「普通預金」といいます）
 - ロ. 円貨による自由金利型定期預金〔M型〕および自由金利型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます）
 - ハ. 貯蓄預金
 - ニ. 外貨預金取引
 - ホ. 振込取引
 - ヘ. 口座照会
 - ト. キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の変更
 - チ. その他当行がテレホンバンクにて取り扱うことを定めた取引および照会
- (3) テレホンバンクには、本規定のほか取引規定集の各規定の各項目が適用されます。
- (4) キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の変更とは、キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額（1日あたりの引出額、振込額、デビットカード利用額の合計とします。）の引き上げおよび引き下げをいいます。キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げには当行所定の上限があります。

2. (本人確認)

テレホンバンクにおける本人確認手続は、次によるほか、当行の定める方法により行うものとします。

(1) 暗証番号による確認

- ① 当行は、契約者がテレホンバンクを利用される際に行う本人確認手続の中で、契約者が電話機のボタン操作により送信された暗証番号と届出暗証番号（当該テレホンバンク取引用暗証番号を、以下「届出暗証番号」といいます。）との一致を確認します。
- ② 届出暗証番号を失念したときは、当行所定の方法により利用を申し出てください。当行は、利用申し出を受付後、契約者の届出住所あてに本人確認のための届出暗証番号を郵便により通知します。当行は、取引の安全のため、失念された届出暗証番号を照会されても、回答いたしません。

(2) 振込取引およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額引き上げと第二暗証番号による確認

- ① 契約者がテレホンバンクによる振込取引を利用されるときは、あらかじめ当行所定の書面により振込取引の利用を申し出ください。当行は、ご利用申し出を受付後、契約者の届出住所あ

てに振込取引およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額引き上げに使用する第二暗証番号を登録するための登録用暗証番号を郵便により通知します。契約者は、暗証番号および登録用暗証番号を利用し、第二暗証番号を当行所定の方法による電話機のボタン操作により届出てください（以下本項により届出された第二暗証番号を「届出第二暗証番号」といいます。）。この場合、当行は、本人確認のため、契約者が電話機のボタン操作により送信した暗証番号および登録用暗証番号を、当行が記録している届出暗証番号および登録用暗証番号と一致するかを確認します。この手続で両者共に一致することが確認できた場合のみ、第二暗証番号の届出を受理します。

なお、相当期間経過しても登録用暗証番号の通知が郵送されない場合には、すみやかに当行に手続の状況を確認してください。

- ② 当行は、振込取引およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額引き上げの依頼を受け付ける場合、本人確認のため契約者が電話機のボタン操作で送信した暗証番号および第二暗証番号を当行で記録している届出暗証番号および届出第二暗証番号と一致するかを確認します。この手続で両者共に一致することが確認できた場合のみ、振込取引の依頼を受け付けます。
- ③ 契約者が届出第二暗証番号を変更するときは、届出暗証番号および届出第二暗証番号を用い、当行所定の方法による電話機のボタン操作により変更手続をしてください。この場合、当行は、前②項と同様に暗証番号と第二暗証番号の確認手続を行い、両者共に一致することが確認できた場合のみ、変更手続を受け付けます。
- ④ 1日あたりおよび1回あたりの振込金額が100万円以上となる振込取引は、あらかじめ振込先口座を当行に書面で届出てください。

(3) 第二暗証番号に代わる個人データ項目による確認

契約者がテレホンバンクによる事前登録先への振込取引をされる場合において、まだ前項(2)①の規定による第二暗証番号が届出されてなく、かつ、「ご本人さまの出身地」、「ご本人さまの出身小学校名」、「母親の旧姓」、「配偶者の旧姓」および「ご本人さまの結婚記念日」の全部または一部が届出されている場合（以下これらを「届出個人データ項目」といいます。）には、オペレーターは、届出個人データ項目の全部または一部について契約者に質問し、契約者の回答が全質問について正解の場合は本人確認が完了したもとして、前項(2)②の規定にかかわらず、当行は、振込取引の依頼を受け付けます。

(4) 当行の免責

当行が前項(1)から(3)の本人確認を行った場合は、テレホンバンクを現に利用された方が契約者本人ではなく、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害は契約者が負担するものとし、当行は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除いて、いっさい責任を負いません。届出暗証番号、届出第二暗証番号および登録された個人データ項目は、テレホンバンクにおける本人確認手続のために大変重要なものであり、契約者は、これらを厳重に管理し、他人に教えたり、漏洩しないよう十分に注意してください。

(5) 暗証番号等の相違による利用中止

本人確認手続において、届出暗証番号および届出第二暗証番号と異なる暗証番号および第二暗証番号の送信ならびに質問された届出属人データ項目について、当行所定の回数連続して誤回答がなされたときは、当行は、テレホンバンクの取扱いを即時に中止します。

3. (取引金額の上限)

テレホンバンクにおける取引金額の限度等については、当行が別途定めるところによるものとします。

4. (電話による取引の依頼、申込成立等)

- (1) 本人確認手続終了後、音声ガイドに従い、依頼されるテレホンバンク取引の内容を当行所定の電話機のボタン操作により送信し、また、オペレーターまたは自動音声応答システムに対して依頼されるテレホンバンク取引の内容を正確に伝えてください。当行（オペレーターおよび自動音声応答システム）は、契約者から送信された内容およびオペレーターに伝えられた内容（以下総称して「依頼内容」といいます。）を内容確認および確定のために契約者に対してお伝えしますので、契約者は、お伝えした内容が依頼内容として正確であることを確認してください。契約者がお伝えした依頼内容（この確認手続において、契約者が修正・訂正・追加された内容を含みます。）につき承諾の意思表示をされたときは、当行は、その時点で、契約者が依頼内容を正確なものとして確認されたうえでその内容どおりのテレホンバンク取引を正式に申込されたものとして取り扱い、当該確認済の依頼内容（以下「確定依頼内容」といいます。）に従いテレホンバンク取引のために必要な手続を直ちにとります。ただし、契約者から相当時間内に承諾の返答がない場合または承諾の返答のないまま通話が中断した場合には、当行は、当該依頼内容は取消されたものとして取扱います。
- (2) 前項の確定依頼内容について不備等があったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 確定依頼内容に関して、別途の手続が必要となるときは、当行所定の手続をとってください。
- (4) 契約者からのオペレーターおよび自動音声応答システムに対する依頼内容は、録音され当行に相当期間保存されます。
- (5) 確定依頼内容を処理するにあたり、当行は、各預金の取引規定にかかわらず、通帳・証書および所定の払戻請求書の提示を受けることなく、当行所定の方法により手続します。
なお、同一日に同一口座から複数の払戻請求がなされ、払戻総額が払戻可能残高を超えた場合は、そのいずれを払戻すかは当行の任意とし、また、当行は、支払義務を負いません。
- (6) 確定依頼内容に関連して、手数料が必要となるときは、当行所定の手数料をお支払いください。

5. (受付時間、手続日等)

- (1) テレホンバンク取引の依頼は、当行所定のテレホンバンク取扱時間内に受付けます。
なお、テレホンバンク取引のご依頼に際しては、十分な時間的余裕をもって行ってください。
- (2) 本人名義預金間の振替取引は、原則として、当行所定の時間内に受付けたものは当日手続します。当行所定の時間外に受付けたものについては翌営業日（平日。以下同じです。）の当行任意の時間に手続します。
- (3) 振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受付けたものは当日に振込手続します。当行所

定の時間外に受付けたものについては翌営業日の当行任意の時間に振込手続します。

ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

- (4) 投資信託の売買は、原則として、当行所定の時間内に受付けたものは当日手続します。当行所定の時間外に受付けたものについては翌営業日に手続します。
- (5) 取引に関連して書類が必要なときは、契約者によって必要事項が完全に記載されている書類を当行が受領した後に手続します。

6. (取引の変更、撤回)

- (1) 依頼内容を変更、撤回する場合には、直ちにテレホンバンクセンターまで電話で連絡してください。ただし、連絡の時期によっては、変更、撤回できないことがあります。
- (2) 当行が裁判所等公的機関の措置等により確定依頼内容の処理ができなくなったときは、確定依頼内容は取消されたものとして取り扱われます。

7. (為替相場等)

- (1) 普通預金から外貨普通預金および外貨定期預金（以下総称して「外貨預金」といいます）への振替え、または外貨預金から普通預金への振替えを行う場合の為替相場は、それぞれ各預金規定に定める為替相場に従い取扱われます。
- (2) 外貨預金への預入時に要した円貨と外貨預金を払出して受取る円貨との間に生じる為替損益（為替差損又は為替差益）は、すべて契約者に帰属します。

8. (通帳・証書の取扱い)

テレホンバンク取引により成立した第1条第2項に規定される預金につきましては、証書扱いとすることはできません。

9. (取引内容の確認)

- (1) 当行は、テレホンバンクによる取引の都度、その事実および内容を通知するため「ご利用明細書」を契約者に対して送付しますので、直ちに記載内容を確認してください。万一、取引内容、残高等に相違がある場合は直ちにその旨を連絡してください。
なお、総合口座通帳または普通預金通帳をお持ちの場合は、できるだけ早い時期に記帳してください。
- (2) 当行と契約者との間で取引内容について疑義が生じた場合は、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱うものとします。

10. (届出事項の変更等)

- (1) 預金通帳、キャッシュカードまたは印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに電話等により当行に連絡するとともに、当行所定の書面により届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出の住所、氏名にあてて当行が通知もしくは送付書類を発送したときは、延着または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなし、当行からの通知、送付が完了したものとします。

- (3) 前(1)項の届出がないために当行からの通知もしくは送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時をもって到着したものとみなし、当行からの通知、送付が完了したものとします。

11. (解約、変更)

- (1) テレホンバンク契約は、契約者または当行の都合により、いつでも通知することによって解約することができます。ただし、契約者の都合により解約するときは、当行所定の書面により届出てください。
- (2) 前(1)にかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行は、テレホンバンク契約を直ちに解約することができます。
- ① 相続の開始があったとき。
 - ② 支払いの停止または破産、民事再生手続の申立があったとき。
 - ③ 住所変更、連絡先の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、当行において契約者の所在があきらかでなくなったとき。
 - ④ 本規定に違反する等、当行でサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
 - ⑤ 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合
- (3) テレホンバンク利用内容の変更または解約は、当行の手続が完了したときから効力を有するものとします。
- (4) 前項の手続完了前に生じた損害について、当行は当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、一切責任を負いません。

12. (手数料)

テレホンバンク取引にともなう諸手数料は別途定めるとおりとし、今後、諸手数料を改定もしくは新設した場合も、当該手数料は当行所定の方法により引落します。

13. (免責事項等)

- (1) 契約者が電話機のボタン操作で送信した暗証番号、第二暗証番号および諸届その他の書類に使用された印影を、届出の暗証番号、第二暗証番号あるいは印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、暗証番号等の不正使用あるいはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、責任を負いません。
- (2) 当行が届出暗証ならびに第二暗証番号の登録のために前記2.(2)①による通知する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者が登録用暗証番号を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (3) やむを得ない事由により通信機器、回線またはコンピューター等の障害により預金取引等の遅延または払戻不能、ならびに災害、事変、輸送途中の事故または裁判所等公的機関の措置等の事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 本契約において定める場合を除いて、当行の担当者が契約者に対して届出暗証番号等をお伺いすることはありません。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の総合口座取引規定、各預金規定、テレホンバンク振込規定、振込規定、投資信託総合取引約款および自動継続（累積）投資約款等が適用されるものとしてします。

15.（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしてします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

16.（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) テレホンバンク契約に基づく契約者の地位または権利、義務および預金は、譲渡、質入れすることはできません。
- (2) キャッシュカードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17.（準拠法、合意管轄）

- (1) この契約の準拠法は、日本法とします。
- (2) この契約に関する訴訟については、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上